

～ 素敵じゃね！票に希望を託すキミ ～

参議院議員通常選挙

投票日は

7月20日(日)

忘れずに
投票してネ！



投票時間 午前 7 時～午後 6 時

(一部の投票所は午後 7 時まで)

投票所入場券(はがき【茶色】)で「投票所」「投票時間」をよく確かめ、皆さんそろって投票に出かけましょう！

○ 庄原市で投票できる人

この選挙で投票できるのは、次の要件すべてに該当し、選挙人名簿に登録されている人です。

- 平成 19 年 7 月 21 日までに生まれた人
- 令和 7 年 4 月 2 日までに庄原市へ住民登録し、引き続き 3 ヶ月以上住所がある人
ただし、選挙人名簿に登録されている人でも、法令により有権者となれない事項に該当する場合は投票することができません。

※ 令和 7 年 3 月 2 日以降に転入された人は、転入前の住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されていれば、その市区町村で投票することができます。(転出後 4 ヶ月間は登録されています。)

その市区町村で投票することができない場合は、その市区町村に投票用紙等を請求し、庄原市で不在者投票をすることもできます。

詳しくは庄原市選挙管理委員会又は転入前の選挙管理委員会へお問い合わせください。

○ 市内で転居された人の投票場所は

令和 7 年 6 月 18 日までに転居された人は、新しい住所地の投票所で投票してください。

令和 7 年 6 月 19 日以降に転居された人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

庄原市選挙管理委員会 ・ 庄原市明るい選挙推進協議会

■ 投票のしかた

今回の選挙では、次の2種類の投票があります。

広島県選出議員選挙 投票用紙は、うすい黄色です	比例代表選出議員選挙 投票用紙は、白色です。
候補者名を記載して投票します。 ○ 川 ○ 太	候補者名または政党等の名称を記載して投票します。 ◇ 島 ◇ 郎 △ △ 党

投票日に仕事やレジャー等で投票へ行くことができない人

期日前投票 で、あらかじめ投票しておきましょう！

お手元に投票所入場券（はがき）が届いている場合は、それを持って期日前投票所にお越しください。投票のできる期間が場所によって異なりますので、ご注意ください。
また、入場券が紛失、未着の場合でも投票することができますので、期日前投票所で申し出てください。※投票区に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。

【 期日前投票のできる期間・場所 】

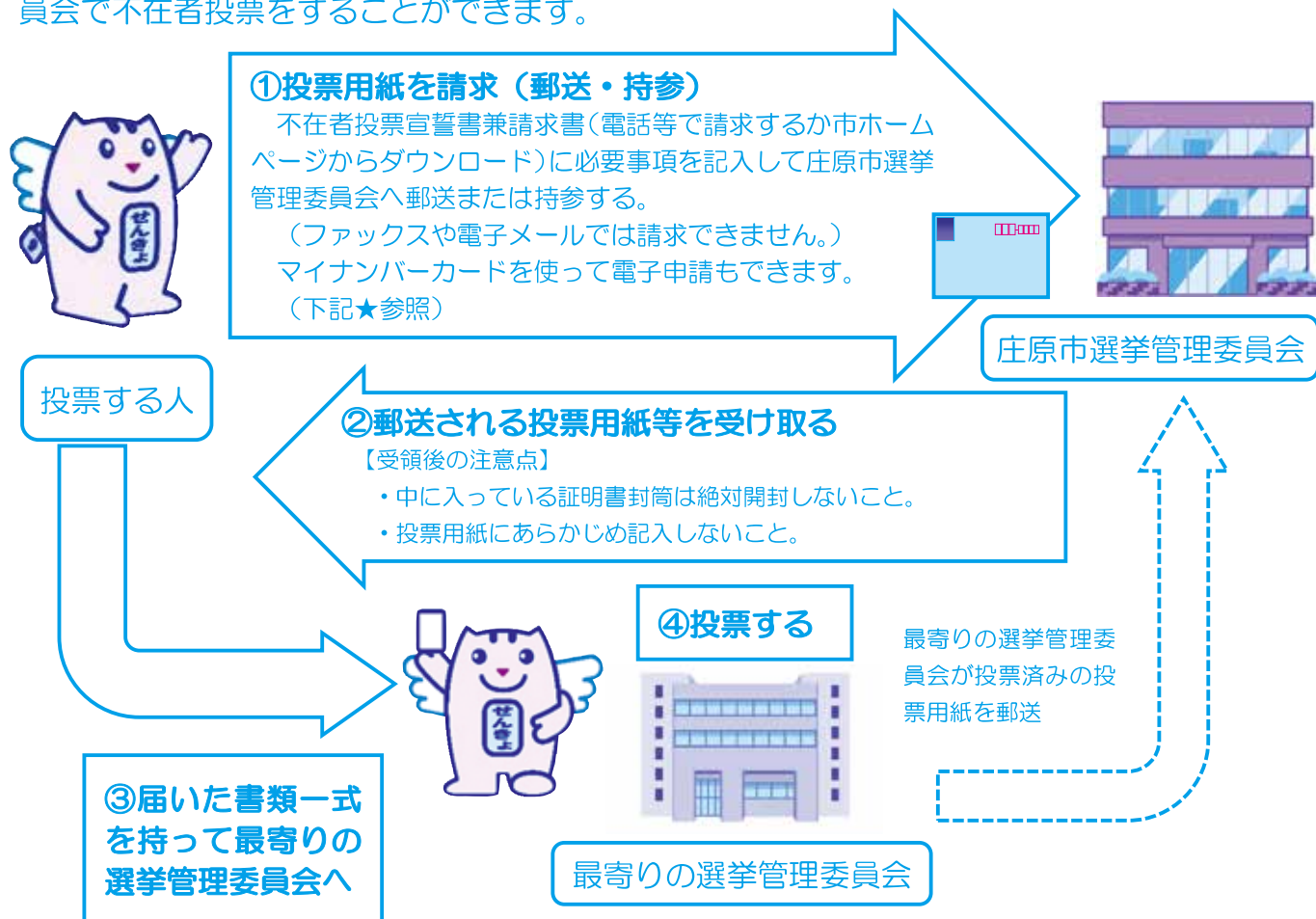
投票のできる期間	期日前投票の場所	投票時間
7月4日（金） ～ 7月19日（土）	庄原市役所 1階市民ホール	左の期間中、毎日 午前8時30分 ～ 午後 8 時
7月12日（土） ～ 7月19日（土）	庄原市役所西城支所 1階会議室	
	庄原市役所東城支所 1階ホール	
	庄原市役所口和支所 1階応接室	
	庄原市役所高野支所 1階会議室	
	庄原市役所比和支所 1階応接室	
	庄原市役所総領支所 2階会議室	

投票所へ行くことができない人

庄原市の選挙人名簿に登録されている方が、選挙期間中に、次の事由で投票日や期日前の投票所に行けない人は、**不在者投票**で投票ができます。

◎仕事や学業、旅行などで庄原市外に滞在中の人

仕事や学業、旅行などで庄原市外に滞在している人は、滞在先にある市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。



※ 不在者投票は郵送で行うため時間がかかります。投票用紙の請求は早めに行い、お手元に投票用紙等が届いたら、できるだけ早いうちに最寄りの市区町村選挙管理委員会に行き不在者投票しましょう。

★マイナンバーカードを活用した不在者投票の電子請求ができます

投票用紙の請求は、スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカード(電子署名用電子証明書付きのもの)を使って申請することができます。通常の請求と比べて、請求書の印刷や郵送といった手間が省けます。詳しい手続き等はお問い合わせください。

◎病院・老人ホームなどに入院・入所中の人

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

まず、その施設の人に不在者投票したい旨を申し出てください。投票に必要な手続き等詳しいことは、その施設にお尋ねください。

◎身体に重度の障害があり、投票所に行くことができない人

障害等の程度が次の表にあてはまる人は、郵便等を使って自宅で投票ができます。

手帳等の種類	障害等	左の障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

この方法で投票する場合は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

詳しい手続き等はお問い合わせください。

開票速報について

開票速報については、市のホームページでお知らせします。

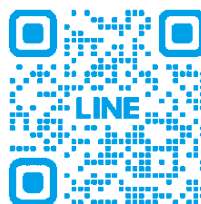
また、市のLINEでもお知らせします。

(広島県選出議員選挙開票結果)

LINEの受信を希望される場合は、事前に友だち登録をお願いします。

市LINE

市選管ホームページ



ライン
LINEの友だち
登録してね！



◎保護者の皆さんへ 子どもと一緒に選挙に行きましょう。

○選挙人に同伴する18歳未満の子どもは、一緒に投票所に入ることができます。

○投票する姿を見せることが、子どもの将来の投票につながります。

お問い合わせ先

庄原市選挙管理委員会事務局

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10-1

☎0824-73-1126



senkyo@city.shobara.lg.jp

または庄原市役所各支所

西城支所 地域振興室 ☎ 0824-82-2121 東城支所 地域振興室 ☎ 08477-2-5111

口和支所 地域振興室 ☎ 0824-87-2111 高野支所 地域振興室 ☎ 0824-86-2111

比和支所 地域振興室 ☎ 0824-85-2111 総領支所 地域振興室 ☎ 0824-88-2111

期日前投票は、入場券（はがき）の裏面の宣誓書を記載してください。

期日前投票所で受付の際は、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。

投票所入場券（はがき）裏面を期日前投票用の宣誓書にしていますので、期日前投票をされる際には、これから届きます投票所入場券（はがき）裏面の赤枠内に、事前に必要事項を記入され、期日前投票所へ持参してください。

入場券（はがき）の裏面 （期日前投票宣誓書記入欄） 記入のしかた

※期日前投票をご利用の場合は、下の宣誓書の赤枠内を記入し、期日前投票所へお持ちください。

選挙当日（7月20日）に投票する場合は、下の記入は不要です。

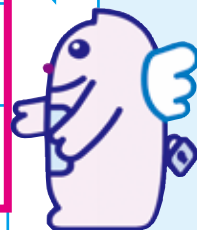
期日前投票宣誓書（兼請求書）

私は、令和7年7月20日執行の 参議院議員通常選挙 の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。以上、真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

- 仕事・学業・本人または親族の冠婚葬祭・地域行事の役員等に従事
- レジャー・用事等で、投票区域外に外出・旅行・滞在中
- 病氣・負傷・出産・身体障害者等のため、歩行が困難
- 住所移転のため、庄原市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

この赤枠内に記入してください。

請求年月日	令和 7 年 7 月 ×× 日		
氏 名	庄原 太郎	生年月日	明・大・ <u>昭</u> ・平 ○○年 △月 △日
現住所	庄原市 ○○ 町 ××× 番地		
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		



誰もが投票しやすい取り組みについて

★投票所に準備している物

- 点字器
- 車いす用記載台
- 筆談用ボード
- 老眼鏡
- 記載台へのすべり止めシート
- 記載台への照明



★代理投票

選挙人が心身の故障、字の読み書きができない等、自ら、投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合には、その選挙人に代わって投票を補助します。

★その他の支援について

●コミュニケーションボード

投票所での困りごとや、手伝ってほしいことを絵や文字で表示しているもので、対応してほしい内容を指差ししていただくことで自分の意思を伝えていただけます。

各投票所の受付に配置していますのでご利用ください。

●投票用紙記入補助具

投票用紙に自筆される際に、記入する枠が良く見えない等不安な方が、記入する枠がわかりやすくなるようにご使用いただくものです。

投票用紙の記入する枠の部分が切り抜かれており、表面を触ることで、記入する位置が分かるようになっています。投票所に配置していますので、希望される方は受付で申し出てください。

●投票支援者カード

投票所で対応してほしい内容を、事前にご記入いただき、受付で投票所入場券（はがき）と一緒にお渡しいただくことで投票手続きをスムーズに行えるようサポートするものです。

④ページの投票支援者カードに、下の【記入のしかた】を参考にご記入のうえ、投票所入場券（はがき）と一緒に投票所の係員へお渡しください。

記入のしかた

とう ひょう し えん

投票支援カード

●あなたがしてほしいこと
えら
を選んでください。

あ
当てはまるも
のに^{きにゆう}✓を記入
してください。

☒ ^{とうひょうようし}投票用紙に代わりに書いてほしい。

^{だいひつ}
(代筆してほしい)

☒ ^{こみゆにけーしょんぼーど}コミュニケーションボードを使ってほしい。

☐ ^{とうひょうようしきにゆうほじょぐ}投票用紙記入補助具を使用したい。

☒ ^{ほか} ^{てつだ} ^か
その他の手伝ってほしいことを書いてください。

投票所内を誘導してほしい。



投票支援カード

投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて
投票所入場券（茶色のはがき）と一緒に投票所の
係員にお渡しください。

●あなたがしてほしいことを選んでください。

☐ 投票用紙に代わりに書いてほしい。

（代筆してほしい）

☐ コミュニケーションボードを使ってほしい。

☐ 投票用紙記入補助具を使用したい。

☐ その他の手伝ってほしいことを書いてください。

（

（例）投票所内を案内（誘導）してほしい。

候補者名を読んでほしい。

- 病気やけが、その他の事情によって投票用紙に文字を書くことができない方に代わり、投票所の係員が本人の指示どおりに書きます。
- ご本人の代わりに、投票所の係員が投票用紙に書くことは、法律で認められています。
- 投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。
- 誰に投票するかをお聞きするカードではありませんので、候補者名は書かないでください。